



防災トリピー

# 地すべり対策事業は地域を守ります!!

地すべり対策事業は、地下水を排除する<sup>しゅうすいせいこう</sup>集水井工、排土工、押え盛土工などの地すべり防止工を実施することで、地すべり災害から、皆さまの生命と財産、そして地域を守る事業です。

地すべり対策事業を進めるには、用地の提供、測量等の調査・工事施工時の立ち入り、関係者の調整や、完成後の日常的な草刈りなど、皆さまの協力が必要です。御協力よろしくお願いします。

## 地すべり防止工の実施事例（H27災害対応 湯梨浜町筒地 筒地地区）

被災状況(町道の段差)



被災状況(県道の亀裂)



被災状況(ブロック頭部の変状)



実施後

実施後(集水井工 9基)

実施後(押え盛土工 55,500m<sup>3</sup>)

平成25年から、県道及び町道に亀裂や段差等の地すべりによる変状が発生。

H26夏季の連続降雨による伸縮量 30.0mm/月、H26冬期の融雪による伸縮量54.5mm/月  
平成28年12月 集水井工9基、押え盛土工55,500m<sup>3</sup>完成。県道及び町道を保全。

# 早めに避難しましょう。



大切な命を守るため、地域住民で声をかけあい、早めに避難しましょう。

近年、過去に経験したことのないような豪雨や豪雪が頻発しています。想定以上の豪雨や融雪水等により、地すべりの動きが活発化する可能性がありますので、地すべり防止工が完了しても安心することなく、早めに避難しましょう。

- 県からの地すべりに関する情報、気象警報、土砂災害警戒情報、お住まいの市町が発表する避難情報に注意しましょう。**
- 年配の方や避難に手伝いが必要な方など、地域で声をかけあって、早めに避難しましょう。**
- 日頃から、避難場所や避難経路を確認するなど、避難訓練を行いましょう。**

【地すべり防止工が完了すれば・・・】

- 想定**の地すべりを、**停止又は緩和**することができます。
- 想定以上の豪雨や豪雪が発生し、地すべりの動きが活発化しても、地すべり防止工により、地すべりの動きを緩和**ことができ、**避難に必要な時間**をかせぐことができるとともに、**被害を軽減**しますが、**万全ではありません。**

地すべり対策事業を実施するには、地すべり防止区域指定することが必要です。

- ・地すべり対策事業を実施するには、地すべり等防止法が適用される地すべり防止区域に指定することが必要となります。
- ・地すべり防止区域内では、地すべりを防止するため、**一定の行為を制限**します。

【主な一定の行為（抜粋）】

- ・地下水の誘致、地下水排除の阻害、地表水を放流し停滞させる行為（日常生活や水田等にかかる軽微な行為を除く）
- ・のり長3m以上ののり切、直高2m以上の切土、地表から2m以上の掘削
- ・地すべり防止施設から5m以内における掘削
- ・容量が6m<sup>3</sup>を超えるため池及び貯水施設の新築又は改良
- ・断面積が0.06m<sup>2</sup>を超える用排水路の新築又は改良（例：幅20cm×深さ30cmより大きな水路）
- ・載加重が10トン/m<sup>2</sup>以上の施設または工作物の新築又は改良
- ・載加重が10トン/m<sup>2</sup>以上の土石その他の物件の集積
- ・地すべり防止区域内で一定の行為を行う場合は、許可が必要となりますので、最寄りの県土整備事務所又は県土整備局に御相談ください。